

新型コロナウイルス感染症に係る 避難所運営マニュアル 【品川区標準版 ver. 1】

令和2年7月

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の流行期に発災した場合に備え、感染症対策の観点から、平成31年3月発行の避難所運営マニュアル【品川区標準版】を補完するものと位置付けています。

本マニュアルと避難所運営マニュアル【品川区標準版】で重複して記載されている内容については、本マニュアルを参考として避難所を運営いただくようお願いいたします。

なお、感染症対策については、令和2年7月時点で公表されている対策方法であり、避難所開設時には、最新の情報にご注意いただくようお願いいたします。

目 次

I 避難所運営マニュアルに係る基本的事項

- 1 マニュアルの使用にあたって
- 2 用語の説明
- 3 新型コロナウイルス感染症対策について

II 区が行う区民への事前周知事項

- 1 感染防止のための避難行動
- 2 在宅避難のための準備
- 3 指定避難所以外の安全な避難先の確保
- 4 避難時に携行する持ち物
- 5 避難時の健康状態の申告
- 6 自宅療養中の新型コロナウイルス感染者の避難行動

III 事前の準備事項

- 1 施設の使用区分およびレイアウトに関すること
- 2 訓練に関すること
- 3 備蓄品の確認

IV 避難所開設・運営に伴う留意事項

- 1 避難所運営従事者の安全対策
- 2 避難所運営従事者の役割分担
- 3 避難所における感染症対策
- 4 症状の発生した避難者等への対応
- 5 要支援者等に対する対応

V 避難所の閉鎖に伴う実施事項

- 1 避難所運営会議
- 2 区

VI 資料集

VII 関連資料

I 避難所運営マニュアルに係る基本的事項

1 マニュアルの使用にあたって

(1) 目的

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症対策の留意事項をまとめ、区民避難所における感染拡大を予防するための基本的な手順等を記載し、避難所運営マニュアル【品川区標準版】を補完するものである。

(2) 範囲

ア 利用対象

区民避難所運営を担う防災区民組織、施設管理者等とする。

イ 対象施設

品川区地域防災計画に位置付けられた避難所には、「区民避難所」、「補完避難所」、「二次避難所」、「福祉避難所」の4種類がある。

本マニュアルの記述対象は、「区民避難所」とする。以降、本文中では「区民避難所」を「避難所」と記載する。

(3) 更新

本マニュアルは次の場合に随時更新するものとする。

ア 避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する新たな技術的助言、教訓が明らかになったとき。

イ 実施した避難所訓練等において改善事項が明らかになったとき。

2 用語の説明

用語	説明
感染者	新型コロナウイルス感染症の診断が確定した者
自宅療養者 (感染者)	無症状病原体保有者および軽症患者のうち、基礎疾患等がなく、医師が症状等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者
濃厚接触者	新型コロナウイルス感染症と診断された患者の同居者等 ※ 濃厚接触者は、PCR 検査等、感染確認検査を実施し、陽性だった場合は、感染者として対応する。陰性だった場合は、最終接触日より 14 日間は健康監視対象として、症状出現の有無を保健所が原則、毎日確認し、症状出現した場合は、再度、感染確認検査を実施することが定められている。(令和2年7月現在)
症状のある避難者	咳・発熱等の感染の疑いがある者
症状のある避難者等	感染者・自宅療養者・濃厚接触者・症状のある避難者をいう
ゾーニング	居住区分を定めること
クラスター	感染者の集団

3 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症への対策として、クラスターの発生を防止することが重要である。このため、避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、密閉空間、密集場所、密接場面の3つの密がそろうような条件を回避することが基本となる。避難所運営業務において、感染症対策に疑義が生じた場合は、この基本に沿っているかを先ず考える。

II 区が行う区民への事前周知事項

1 感染防止のための避難行動

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保すること。避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐため、避難所への避難だけではなく、様々な避難行動を検討する。

(1) 風水害時

台風等の風水害時には、区からの避難情報等を確認の上、避難する。特に、高齢者等避難に時間がかかる方および一緒に避難する方は、自らの避難行動について、早めに検討する。

(避難方法に関する検討事項)

ア ハザードマップを確認し、浸水または土砂災害の危険がない場所に居住している方は、自宅に留まり安全を確保することも可能である。

イ ハザードエリア内に居住している方は、区からの避難情報等に基づき、災害事象ごとの避難所等の安全な場所に避難をする。なお、避難情報の発令前に安全な場所にある親戚や知人宅に避難する際は、避難先での新型コロナウイルス感染症への感染リスクに十分配慮することが必要となる。

ウ 豪雨等により、外へ避難することが危険な場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに頑丈な集合住宅の上層階等の安全な場所があればそこに移動したりする等、命を守るための最善の行動をとる。

(2) 震災時

大規模な震災時には、避難生活が長期化することが予想される。

避難生活での環境変化による体調不良を起こすこともある。また、密集を回避する点からも、自宅で居住継続が可能な場合は、「在宅避難」を検討する。

(避難所へ避難する際の備え)

ア 避難所に人が多く集まることで、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するリスクがあるため、避難所に避難する際にはマスクを着用する等、感染リスクに十分配慮する。

イ 避難所内での接触機会を減らすため、体温計・消毒液・除菌シート等の衛生品やタオル・歯ブラシ等の清潔品、水・食料等必要な物は、各自であらかじめ確保した上で避難する。

2 在宅避難のための準備

災害が発生した後の自宅での避難生活に備えて、食料品・生活用品やトイレの備蓄品を確保しておく。

(1) 食料品を揃える際のポイント

ア 食料品は、最低3日分、なるべく1週間分確保する。

- イ 飲料水の目安は、1人1日3リットル
- ウ 主食（米・パン・麺）＋主菜（肉・魚・卵・豆）＋副菜（野菜・海そう・きのこ）の組み合わせを心がける。

(2) 生活用品を備えるポイント

- ア ライフライン（電気・上下水道・ガス）が止まることを前提に考えておく。
- イ 普段から身につけているもの、常用している薬等、個人で必要とするものも備蓄品として備えておく。

3 指定避難所以外の安全な避難先の確保

各種の災害の発生を見据えて、指定された避難所への避難にこだわらず、親戚・知人宅等の安全な避難場所を事前に複数検討しておく。

4 避難時に携行する持ち物

避難するときに、最小限必要なものをすぐに持ち出せるように非常持出品を整理し、準備しておく。

(1) 一般的に必要なもの

- ア 貴重品（現金、通帳、身分証明書等）
- イ 食料品（非常食、飲料水等）
- ウ 便利品（万能ナイフ、懐中電灯、軍手、ヘルメット等）
- エ 衛生用品（常備薬、マスク、携帯用消毒液、体温計等）
- オ その他（携帯電話、充電器、携帯用ラジオ、モバイルバッテリー、緊急時の連絡先等）

(2) 個別に必要なもの

非常持出品には、一般的に必要なものの他に、個別に必要なものを追加しておく必要がある。

特に女性、高齢者、障害者、乳児がいる家庭およびペットのいる家庭等はそれぞれ必要なものを事前に準備しておく。

5 避難時の健康状態の申告

避難所では、健康状態の申告および検温（非接触型温度計による）を受ける。特に発熱、咳等自覚症状のある方は、必ず申告する。

その際、症状や状態により、避難スペースが分かれるため、避難所運営従事者の指示に従う。

6 自宅療養中の新型コロナウイルス感染者の避難行動

(1) 基本的な考え方

自宅療養者は、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であり、保健所等から伝達された災害時の対応・避難方法等

に沿って、避難を行う。

ただし、災害の規模等によって、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、区民避難所派遣職員の指示を受ける。

(2) 避難所に避難した際の注意事項

確実なマスクの着用による周囲への感染拡大防止を行うとともに、他の避難者との接触を最小限にしつつ、区民避難所派遣職員と連携し、専用の避難居室に移動する。

なお、可能な限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等へ移送されることを前提に行動する。

Ⅲ 事前の準備事項

1 施設の使用区分およびレイアウトに関すること

避難所施設内の各諸室等の利用管理割り当てを、新型コロナウイルス感染症に対応した割り当てへの変更が必要なため、以下の点について検討する。

なお、検討にあたっては、「Ⅳ－3－(3) P.11」を参照する。

(1) ゾーン

避難者を、以下の4つのゾーンへ区分けする。

名称	対象者
ゾーンA	自宅療養者（感染者）
ゾーンB	濃厚接触者
ゾーンC	症状のある避難者
ゾーンD	一般避難者

(2) ゾーニングレイアウト

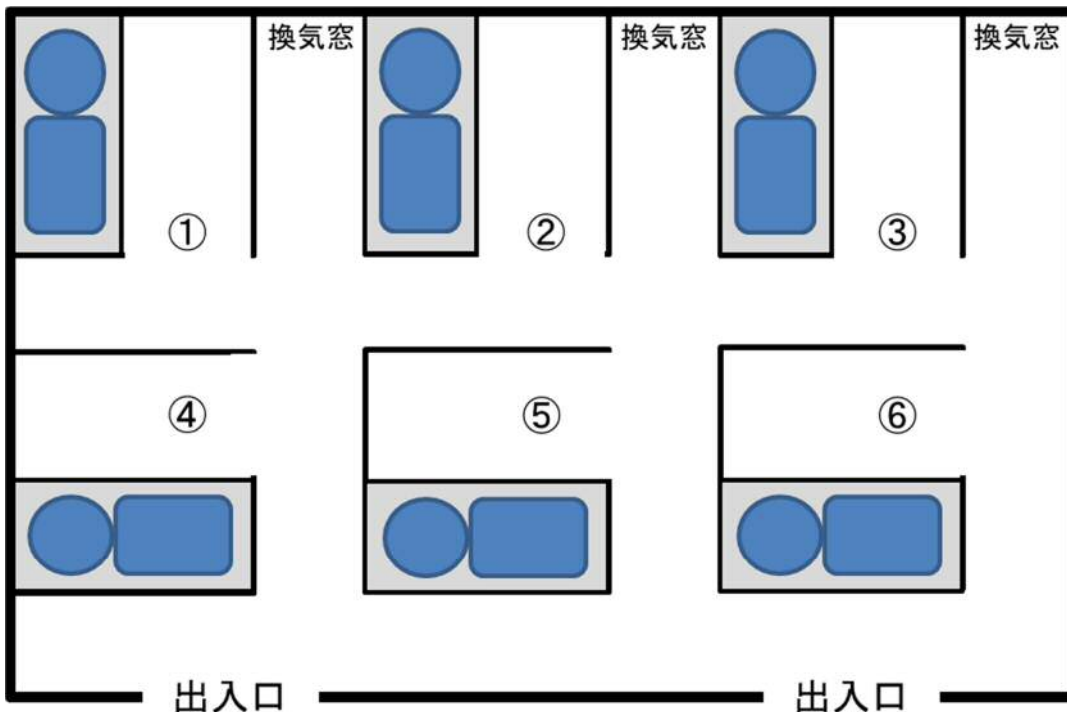
上記ゾーンごとに生活動線が交わらないようなレイアウトを検討する。（レイアウト例は、資料1参照）

なお、各ゾーンの規模は、災害時の感染状況等により定める。

(3) ゾーンA・B・Cにおける利用スペース

ゾーンDとは、完全に部屋を分ける等の配慮をする。

㊸ ゾーンA・B・Cのレイアウト例

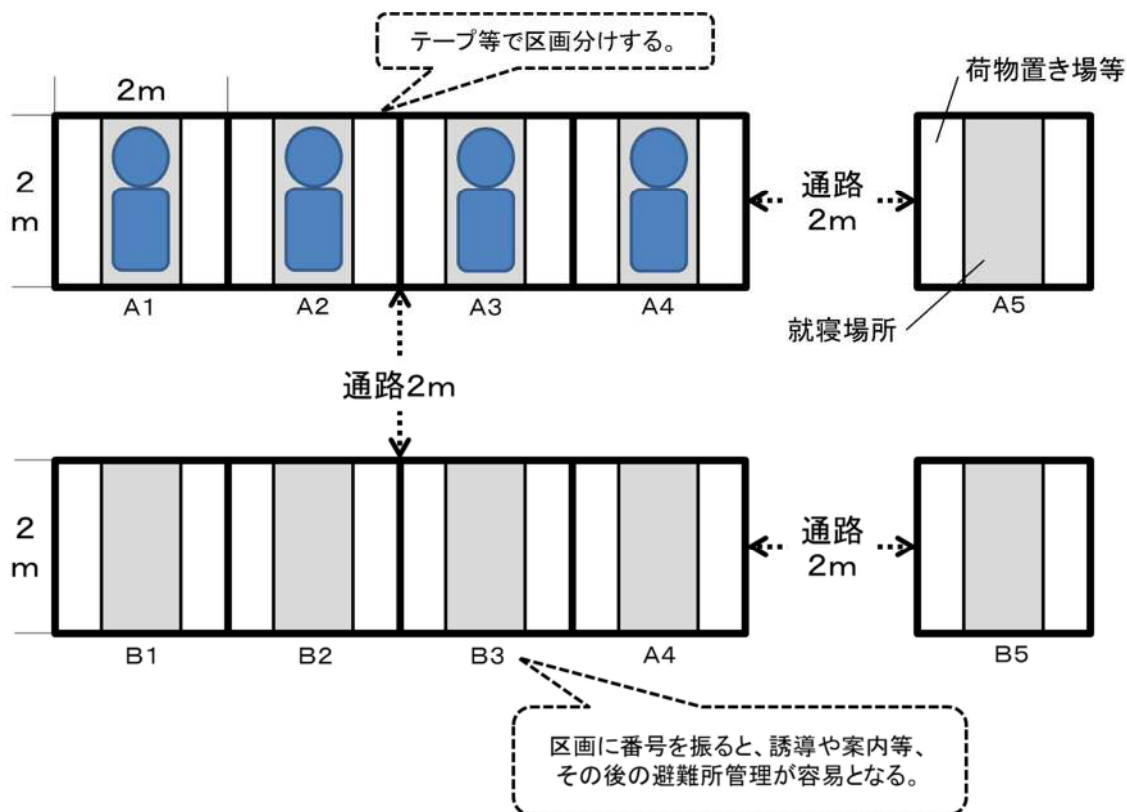


(4) ゾーンDにおける利用スペース

寝床の間隔を2m（最低1m）離れた居住スペースを設置する等の配慮をする。区画に番号を振るとその後の避難所管理が容易となる。

また、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨する。

図) ゾーンDのレイアウト例



※ 考え方

避難者1人分のスペースの中央を就寝スペースとし、両側を荷物置場等にすることで、隣との間隔を1m確保する。

2 訓練に関すること

新型コロナウイルス感染症流行以前に想定していた避難所運営から、大きく変更する部分があるため、「IV-3-(3) P.11」に基づき、避難所開設訓練・避難所受付訓練、備蓄物資配給訓練および衛生管理訓練等の実施を検討する。

なお、訓練等の実施が難しい場合でも、特に衛生面への配慮方法等については、事前の確認を実施する。

3 備蓄品の確認

以下のとおり備蓄品を追加する。

品名	数量
非接触型温度計	1個
フェイスガード	検温者用 2枚
	一般受付従事者用 1枚

※ 区民避難所派遣職員分を除く。

IV 避難所開設・運営に伴う留意事項

1 避難所運営従事者の安全対策

- (1) マスクを着用し、手洗いをこまめに行い、適宜アルコール消毒液で手指消毒を行う。
- (2) 従事内容に応じて、ビニール手袋・フェイスガード等を着用し、感染予防を行う。
- (3) 定期的に検温を行い、また、自身の体調変化に注意する。
- (4) 発熱等の症状が出た場合は、ただちに業務を中断し、区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部の指示を受ける。

2 避難所運営従事者の役割分担

避難所運営会議で話し合い、次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の役割分担を行う。

	役割	人数	内容
1	ゾーン設営（主に開設時）	全員	各ゾーンの整備（片付け、仕切り等）、案内や動線の表示
2	検温・問診所	2	避難者の検温、健康状態の聞き取り
3	一般受付	2	受付、避難者名簿の記載
4	専用受付（区職員）	1	症状のある避難者等の受付、避難者名簿の記載
5	誘導	2	避難者の案内、誘導
6	物資	2	マスク、消毒液等の準備、配置、補充

※ 人数はあくまで目安であり、役割も、避難所の状況に応じて追加・変更する。

※ 症状のある避難者等については、区民避難所派遣職員が対応することを基本とする。

3 避難所における感染症対策

検温・問診所にて避難者全員の検温・健康状態の聞き取りを行った後、一般受付および専用受付でそれぞれの受付を行う。その際、一般避難者と症状のある症状のある避難者等の動線が交わらないように留意する。

受付・誘導の流れのイメージについては、資料2を参照する。

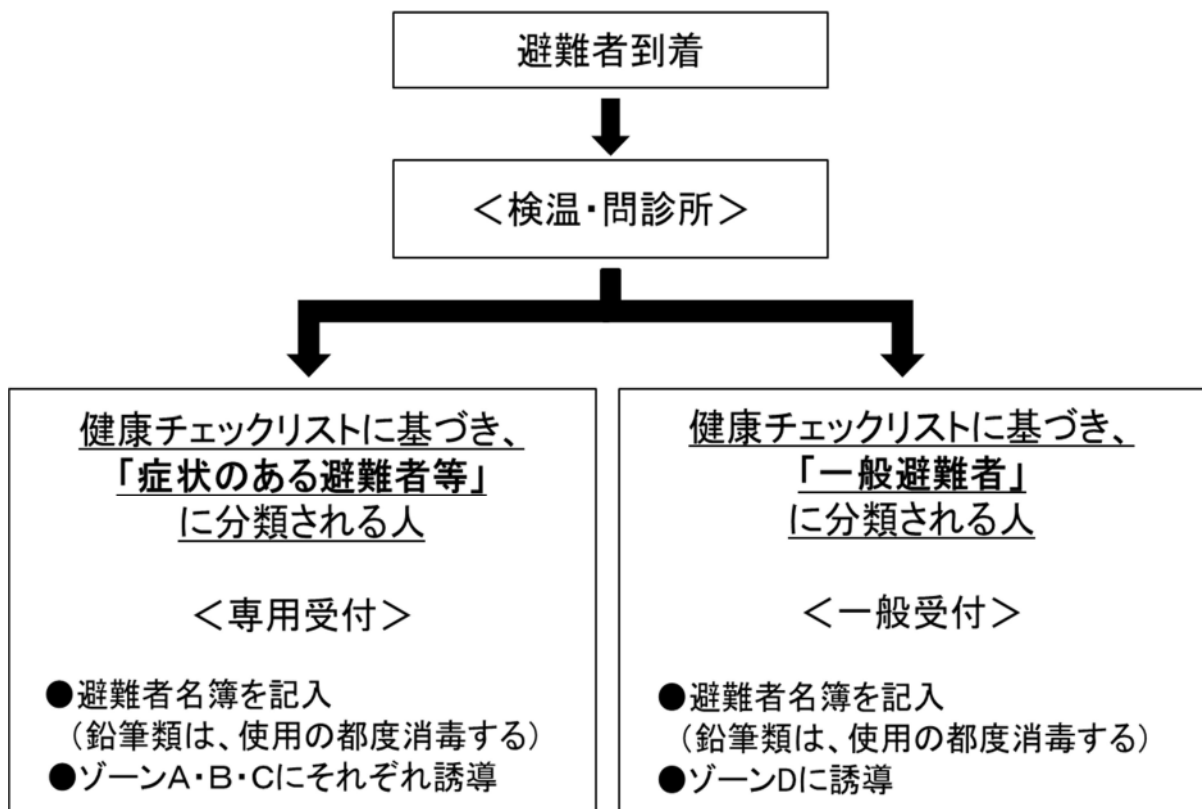
※ 避難者にゾーンを割り振るまでの間、密にならないよう、一時待機スペースを用意する等の対応を行うとともに、気象状況等に応じ、屋根のある施設等において検温・問診を行う等、避難者に対し、柔軟に配慮する。

(1) 検温・問診所

ア 受付対応準備リスト（資料3）に基づき、用品を取り出す。

イ 非接触型温度計の電源を入れ、温度計が正常に作動するか確認する。

- ウ 避難者に1～2mの間隔を開けさせて、1列に並べる。
 - エ 非接触型温度計の、測定センサー部分を額と垂直にし、額から約3cm離して検温する。検温の際は、避難者と距離を保つよう留意する。
 - オ 健康チェックリスト(資料4)に基づき健康状態の聞き取りを行い、一般受付または専用受付に誘導する。
 - カ 避難者以外に、むやみに外来者が出入りすることがないように、入口の管理を厳正にする。
- (2) 一般受付および専用受付
- ア 受付対応準備リスト(資料3)に基づき、用品を取り出す。
 - イ 受付机に、アルコール消毒液を設置する。
 - ウ 避難者に1～2mの間隔を開けさせて、1列に並べる。
 - エ 避難者が名簿記入に用いる鉛筆類は、アルコール消毒液により、使用の都度、消毒する。
 - オ マスクを持参していない避難者のため、備蓄のマスクを用意する。
- ※ 避難者名簿を作成し、各避難者が滞在する部屋、スペース・区画等も記録する(新型コロナウイルス感染症の新規発症者が生じた場合にその濃厚接触者を後追いするため)。
 - ※ 避難者数(症状のある避難者等の人数等も含め)は、定期的に避難所運営会議および区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部に報告する。
- ㉔) 受付に係る一連の流れのイメージ



(3) 避難スペース等の設営

ア 避難スペースおよび動線の設営

- (ア) 健康チェックリスト（様式4）の結果に基づき、以下のとおりゾーンを割り当て、それぞれ動線を分離する。

《ゾーンと対象者》

名称	対象者
ゾーンA	自宅療養者（感染者）
ゾーンB	濃厚接触者
ゾーンC	症状のある避難者
ゾーンD	一般避難者

※ 対象者の判断基準については、ゾーニングの目安（様式4）を参照

- (イ) ゾーン内での移動については、専用通路・階段をそれぞれ用意することが望ましい。別々の通路・階段が難しい場合は、時間的分離や消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。ただし、一般避難者との兼用はしないこと。

(ウ) 避難者が利用するトイレも同様に分離する。

(エ) 衛生管理のため、土足での立ち入りを禁止する。

(オ) 避難スペースでは、避難者間で2m（最低1m）の間隔を確保する。

※ 感染症リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者および妊産婦等ならびに障害者等については、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内すること等を推奨する。

(カ) 避難スペースの入口を常時開放する等、十分な換気を行う。

(キ) 共同空間（受付、掲示板、電話スペース、充電場所、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室（男女別）、洗濯場・物干し場、ゴミ置き場等）は、それぞれ密にならないように、工夫する。

※ 共同空間の通路は一方通行として、できる限り通行者がすれ違わないようにする。可能であれば出口と入口を分けることが望ましい。

(ク) 各ゾーン内の割り振りおよび表示については、住所、性別、ニーズ、要配慮の状況等を考慮した割り振りに配慮する。

(ケ) 割り振ったスペースへの誘導については、避難者自らが移動できるよう、案内看板等を用意する。

イ 表示等

施設内の案内表示および掲示物については、資料5を参照。

(4) 避難所生活の基本ルール

ア 避難者に求める生活規律

- (ア) マスクを着用し、手指消毒をこまめに行う。

- (イ) 掲示された健康チェックリスト（資料4）を用いて、毎日の体温・体調の確認をする。
- (ウ) 避難者同士の間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）開けることを意識して過ごす。
- (エ) 靴はビニール袋等に入れて各自で保管する。
- (オ) 熱中症対策のため、こまめに水分を補給する。
- (カ) 深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、定期的な軽い運動が推奨される。

イ 避難生活における日課

避難生活下で健康を維持するため、ラジオ体操等を日課にする。

<日課の一例>

- 07:00 起床
- 08:00 全体会議（朝）
- 08:30 館内清掃および検温①
- 10:00 ラジオ体操①
- 11:30 昼食の配給
- 16:00 ラジオ体操②
- 16:30 館内清掃および検温②
- 17:00 全体会議（夕）
- 18:00 夕食の配給
- 22:00 消灯

(5) 運営上の配慮事項

ア 情報共有（掲示板等）

- (ア) 地域の被害情報や復旧情報等の様々な情報を避難者に提供するため、避難者向けの情報掲示板を設置する。
- (イ) 感染症対策として、テープ類で掲示板周りのエリアを囲い、順番でエリア内に入る等、密にならない工夫をする。
- (ウ) 災害情報のみならず、感染症情報等についても、最新の情報提供に努める。

イ 健康状態と人員のチェック

- (ア) 避難者全員に毎日の検温および、健康チェックリスト（資料4）を用いた確認を求める。
- (イ) 症状がある避難者が発生した場合は、「IV-4 P.16」の内容に沿って、対応する。
- (ウ) 避難者の退去等、避難者名簿に変更があった場合の修正は、避難所運営会議で管理を行う。
- (エ) 避難者名簿と各ゾーンに実際に避難している人数が一致するよう、管理を行う。

ウ 避難者の要望事項の収集

- (ア) 相談窓口および意見箱等を設置し、避難者の要望事項を収集・把握する。
- (イ) 把握した要望事項は、避難所運営会議に諮り、可能な範囲で以後の避難所運営に反映する。区民避難所派遣職員は、要望事項を区災害対策本部に報告する。

エ 消毒

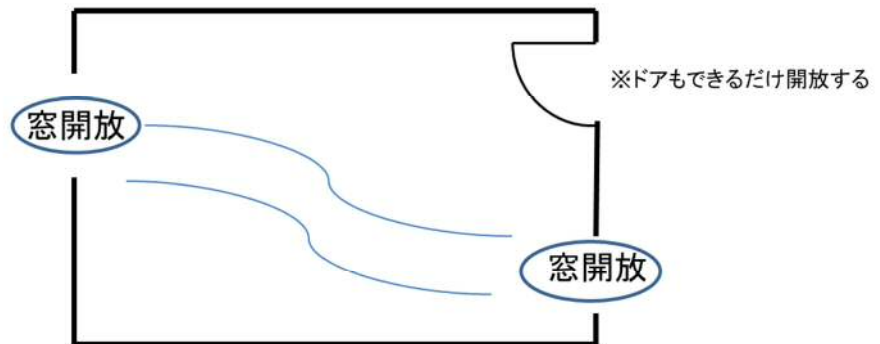
- (ア) 特に多くの避難者等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等の共用部分）は一日を通じてこまめに消毒する。
- (イ) 電話・携帯充電器等は、定期的に清掃や消毒を行うとともに、順番制にする等、密にならない生活ルール作りを行う。

オ 換気

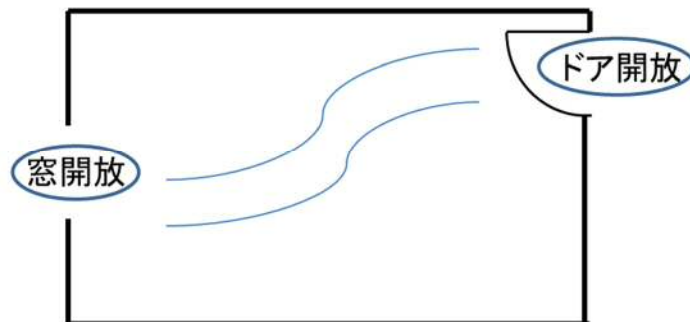
- (ア) 避難所内の通気性を保つため、可能な限り窓を開け、換気を行う。
 - ※ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。
- (イ) 2方向の窓を同時に開けて換気をするが、窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。
- (ウ) 換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。

図) 換気の例

○窓が複数個ある場合



○窓が1つしかない場合



カ 食料配布

- (ア) 調理する場合、調理従事者は、マスクに加えてビニール手袋を必ず着用する。
- (イ) 作業台や配膳道具等を事前に消毒する。
- (ウ) 食器は、ラップをかける等の工夫をして、1回ごとに取り換えて再利用する。
- (エ) 一人分ずつ小分けにして配食する。
- (オ) 順番制にする等、配食時の密を避けるための工夫をする。
- (カ) 避難者が食事の前の手指消毒を容易に行えるようにする。
- (キ) 食事スペースについては設置を推奨しない。設置する場合は、順番制にする、向かい合わせのイスの配置を避ける、消毒を徹底等、感染症対策のための運用ルールを作成する。
- (ク) 食べ残しや使い捨て容器については、避難者が自分で分別してごみ袋に密閉し、担当者が回収する。
- (ケ) 炊事場は使用後に必ず消毒する。
- (コ) 症状のある避難者等については、各避難居室前に食料を置いて渡すとともに、使用した容器については、感染廃棄物として取り扱う。

キ 物資配布

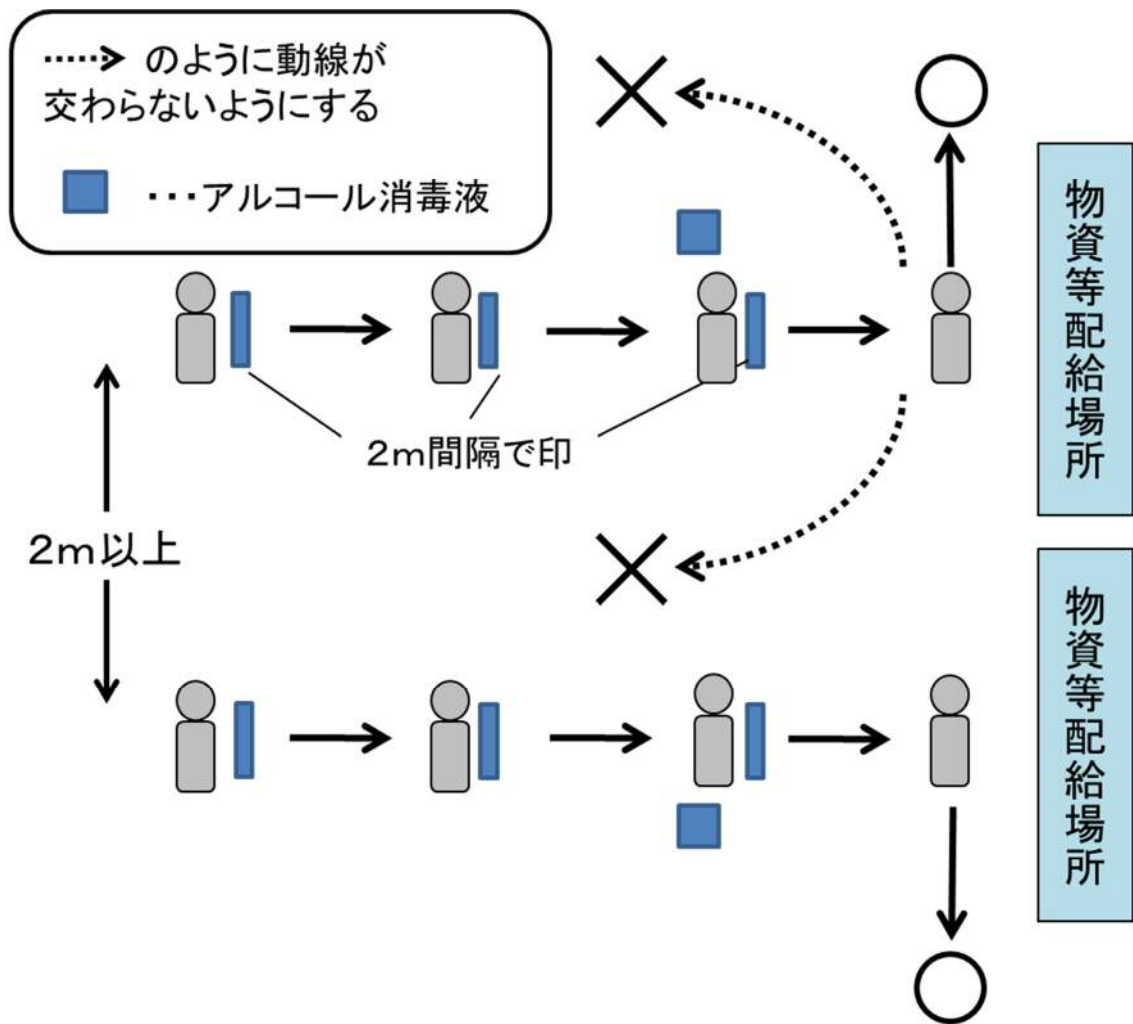
- (ア) 配布場所を複数設けたり、配布するタイミングを部屋ごとに分散したりする等の工夫を行う。
- (イ) 物資配布従事者は、マスク、手袋等の着用を徹底する。
- (ウ) 物資配布の前後に机の消毒を徹底する。
- (エ) 整列の際、2m間隔で印をつける（テープ類を用いる）等、動線を明示し誘導する。
- (オ) 移動が困難な障害者や高齢者等もいるので、その場合には運営従事者等が直接配布する。
- (カ) 症状のある避難者等については、各避難居室前に物資を置いて渡す。

ク 在宅避難者等への支援

避難生活が長期化した場合、在宅や避難所外で食料・物資を必要としている人には、避難所を拠点とした配布や健康相談等の支援を行うことも想定される。

物資等の配布を行う際は、避難所が混雑しないように、物資配布場所を確保する等の工夫を行うことが望ましい。支援方法等の詳細については、区民避難所派遣職員を通じて、区災害対策本部と調整する。

図) 物資等配給の例



ケ トイレ

- (ア) アルコール消毒液を設置する。
- (イ) 定期的に換気を行う。
- (ウ) 掃除や消毒もこまめに行う。
- (エ) ドアノブ、水洗トイレのレバー等はこまめに消毒する。
 - ※ トイレの床は、新型コロナウイルスが検出されやすいため、注意が必要。
- (オ) 各ゾーンの避難者別にトイレを設置することを基本とするが、症状のある避難者等と一般避難者が使用するトイレは確実に分離する。
- (カ) トイレ前で密にならないルール作りを行う。
- (キ) 洋式トイレでふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流すよう表示する。
- (ク) 手洗い場には石鹸・消毒液を設置し、トイレ使用後の手洗い・消毒を徹底する。

コ ごみの廃棄（分別・集積・処分）

- (ア) 普通廃棄物と症状のある避難者等から出る感染廃棄物は分け、ご

み袋に「感染対策」等の表示をする。

- (イ) ごみ捨てを行った後は、手洗い等を行う。
- (ウ) 避難所運営従事に伴うごみ（避難所運営従事者のマスク等）は、感染廃棄物として扱う。
- (エ) 感染廃棄物について、使用済みのマスク、ティッシュ、手袋等感染につながる可能性の高い物については、ごみ袋を二重にする。また、直接触れることのないように留意し、空気を抜いてから強く縛って廃棄する。

サ 掃除・整理整頓

- (ア) 避難所内を衛生的に保つため、避難者同士が協力して定期的な清掃や寝具等の整理整頓が行われるよう、衛生管理に努める。
- (イ) 避難所は定期的に換気を行い、ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒する。
- (ウ) 共用スペース・居住スペース・トイレ等、避難所内の掃除のみならず、出入口やごみ置き場等の避難所周辺エリアの掃除も実施する。
- (エ) 共用スペースや避難所周辺エリアの掃除は、避難者が交代制で行うことや、定期的実施するように工夫する。
- (オ) 居住スペースの掃除は、避難者各自が行うようにし、1日1回以上、定時に掃除時間等を設定し、実施するように生活ルールを定める。
- (カ) 避難者は、寝具等の整理整頓も心掛けるよう、注意喚起する。

4 症状の発生した避難者等への対応

- (1) ゾーンDの避難者に、発熱・咳・息苦しさ等、新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出現した際は、同じ居室内全員の検温および健康状態の確認を行い、他に発症している者がいないか確認するとともに、検温等により、症状が確認された避難者全員をゾーンCに移動する。併せて、区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部の指示を受ける。
- (2) 発症した避難者の居住スペースや避難所内の物品等については、消毒液（アルコール消毒液または家庭用漂白剤 濃度 0.05%）を浸み込ませたペーパータオル類で拭く。

5 要支援者等に対する対応

- (1) 高齢者や基礎疾患を要する者は重症化するリスクが高いため、派遣された保健師等を通じ、健康状態の確認を徹底する。
- (2) 区民避難所での生活が困難または困難となるおそれがある者については、区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部と協議の上、二次・福祉避難所およびその他協定先への移送を検討する。
- (3) 基礎疾患等に関する個人情報の取り扱いには、十分留意する。

V 避難所の閉鎖に伴う実施事項

1 避難所運営会議

区災害対策本部からの指示を受け避難所を閉鎖する場合は、次のとおり対応する。

- (1) 避難所の撤収作業を行う際は、マスク、ビニール手袋を着用する。
- (2) 区民避難所の閉鎖時は、備品および床、ドアノブ等の避難者が触れた可能性のあるものを可能な限り消毒し、拭き取る。
- (3) 避難所閉鎖に伴い、一般避難者が使用した施設から発生したごみについては、「IV-3-(5)-ケ P.16」に準じて廃棄する。

2 区

- (1) 施設管理者や区災害対策本部と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒を実施した上で、原状回復を行なう。
- (2) 症状のある避難者等が使用した施設の消毒については、区民避難所派遣職員が行う。

VI 資料集

別冊「資料集」のとおり

VII 関連資料

- ・内閣府『避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について』（令和2年4月1日付）
- ・内閣府『避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について』（令和2年4月7日付）
- ・内閣府『避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について』（令和2年5月12日付）
- ・東京都『避難所における新型コロナウイルス感染症対応に関する留意事項について』（令和2年5月13日付）
- ・首相官邸 HP『3つの密を避けましょう』（令和2年3月28日付）
- ・厚生労働省『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日付 令和2年5月25日変更）
- ・東京都『新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ～「新しい日常」が定着した社会の構築に向けて～』（令和2年5月22日付）
- ・認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）避難生活に関する専門委員会『新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック』（令和2年5月29日）
- ・内部通知『区民避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組等について』（令和2年6月5日付）
- ・内閣府『新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン』（令和2年6月8日）
- ・東京都『避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）』（令和2年6月30日）

